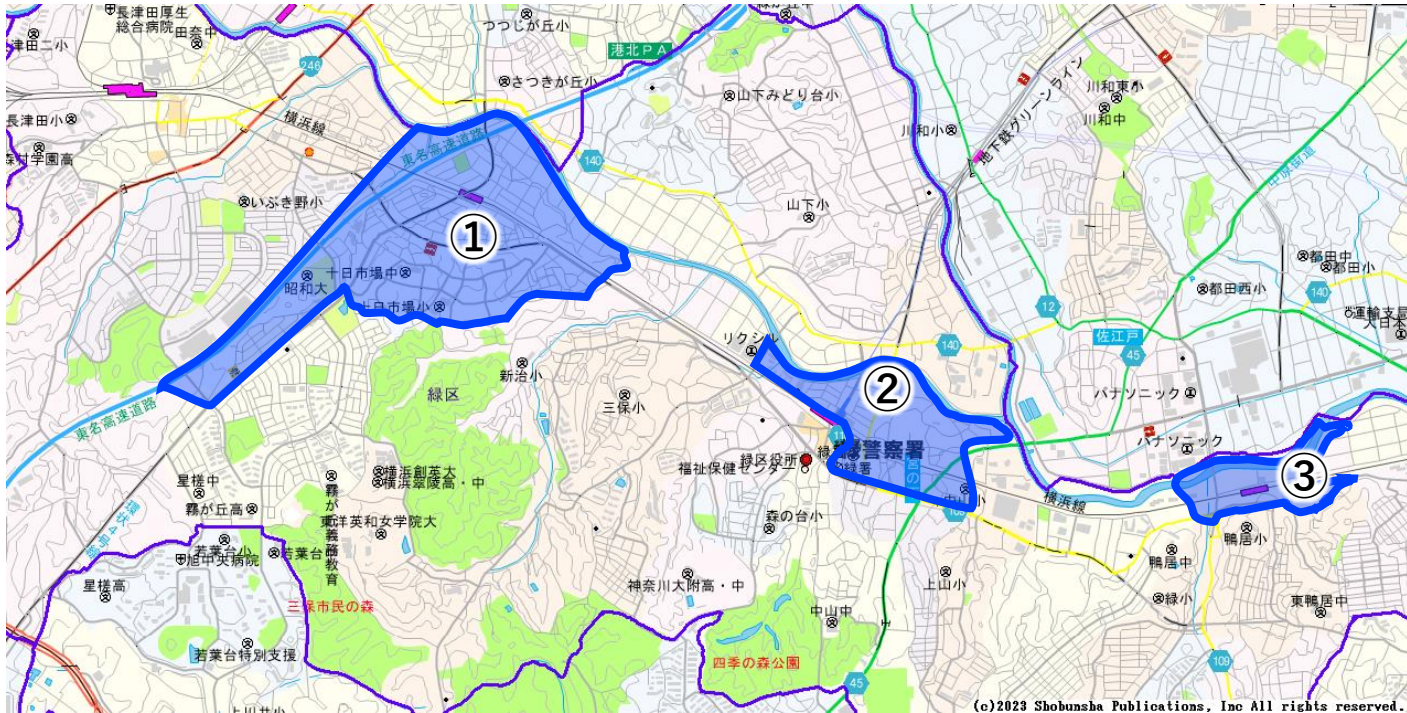


令和 8 年自転車指導啓発重点地区

【緑警察署】



(c)2023 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

① 十日市場町

【選定理由】

- ・ J R 横浜線十日市場駅周辺であり、通勤・通学、買物等での自転車利用者が多い。また、一時停止等の交通違反者も多いため。
- ・ 自転車関連事故が多発！（令和 7 年中10件）

② 中山 1～4 丁目

【選定理由】

- ・ J R 横浜線中山駅があり、駅前周辺は道路幅員が狭く、車両交通量が多いことから、自転車交通ルールの遵守が強く求められる状況である。
- ・ 自転車関連事故（令和 7 年中10件）

③ 鴨居 1 丁目

【選定理由】

- ・ J R 横浜線鴨居駅周辺であり、自転車利用者の違反が多く、特に遮断踏切立入りが多い。
- ・ 自転車関連事故（令和 7 年中 2 件）

①～③の地区・路線で、よく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で歩行者の通行妨害等
- 遮断踏切立入り
- 一時不停止



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで歩行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならぬ時は一時停止をしましょう。

2 自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入！

令和 8 年 4 月 1 日より、16 歳以上の者が、

○ 重大な事故につながるおそれが高い違反をした

○ 実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高い違反をした

○ 警察官の指導警告に従わない

場合は交通反則通告制度により検挙されます。

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では一時停止しましょう。